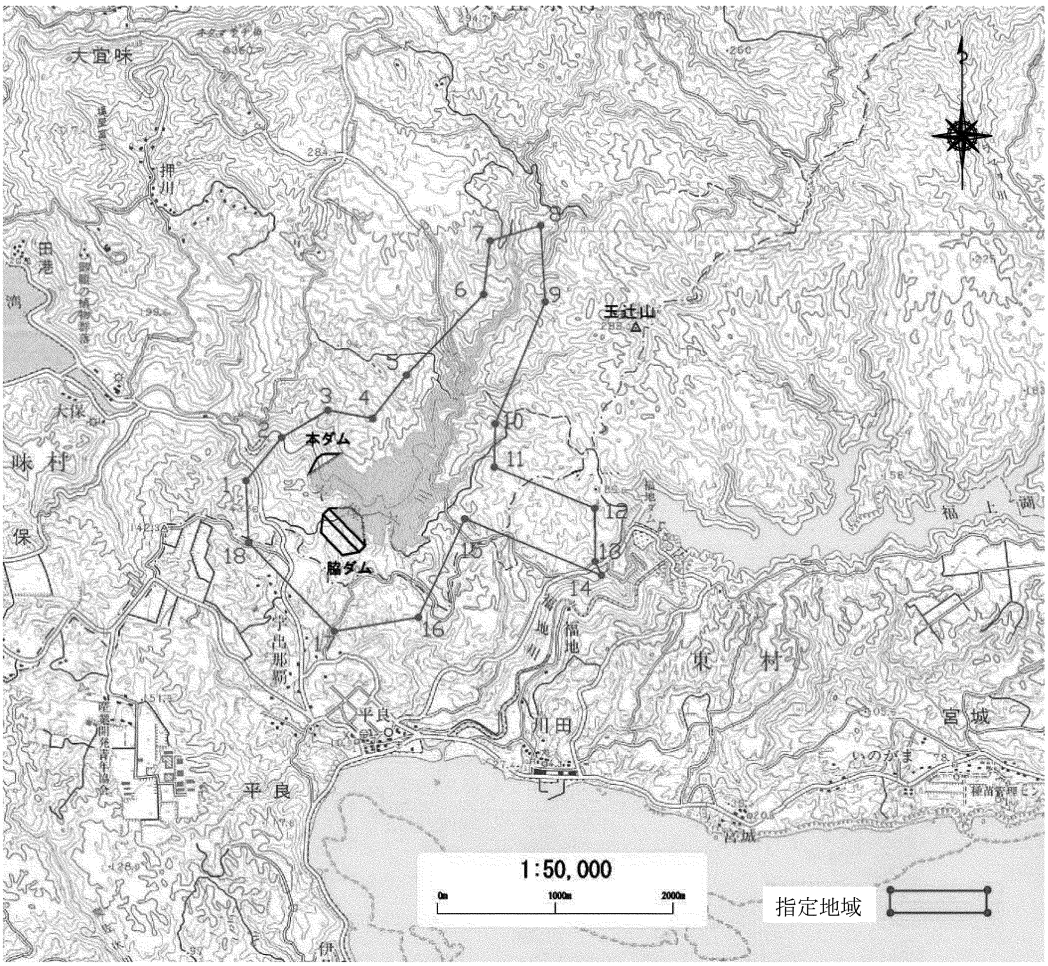
七　地域図　次のとおり



八　地域の面積　四五一・八六ヘクタール

九　指定の理由

1　指定地域は、沖縄県国頭郡大宜味村字田港地内の大保川水系大保川に建設中の大保ダム及び貯水池並びにそれらの周辺地域である。

2　大保ダムは、沖縄振興特別措置法（平成一四年法律第一四号）及び特定多目的ダム法（昭和三二年法律第三五号）に基づき建設される、堤高七七・五メートル、堤頂長三六三・三メートルの重力式コンクリートダム形式の本ダムと堤高六六・〇メートル、堤頂長四四五・〇メートルのロックフィルダム形式の脇ダムからなり、総貯水容量二〇、〇五〇、〇〇〇立方メートル、有効貯水容量一九、三五〇、〇〇〇立方メートルの貯水池を確保し、完成によって洪水調節、流水の正常な機能の維持・増進及び新規利水が確保されることから、地域の生活環境の向上及び農業を中心とする産業の発展に寄与すると考えられる。

3　指定地域の地形は、本ダム側では、標高一〇〇メートル以上の尾根部と勾配二〇～四〇度の山腹斜面及び幅約三〇メートルの川沿いの低地からなるV字型谷地形をなしており、脇ダム側では、標高三〇～四〇メートル程度で平坦な逆台形状の浅い谷となっていて全体が丘陵状を呈している。貯水池周辺の急峻な斜面には、地すべり地形、崩壊地形及び崖錐斜面が認められる。

指定地域の地質は、千枚岩主体の中生代白亜紀名護層を基盤とし、それらを覆って第四紀の段丘堆積物（国頭礫層）、地すべり崩積土、崖錐堆積物等が分布している。基盤岩中には、片理面沿いの破砕帯や断層が認められ、地すべり崩積土は、大保川本川沿いの山腹斜面や山裾部に分布し、巨礫を含む礫混じり粘土、岩盤ブロックからなる。また、風化の影響を受けている箇所が多く、小規模な崩壊地や過去の降雨による崩壊地跡地が多数認められる。さらに、貯水池周辺には、地すべりブロックの存在が認められる。

4　指定地域においては、鉱業及び探査の実績がなく、現在、鉱業法で規定する鉱物の賦存は確認されていないものの、指定地域において、小規模でも鉱物の掘採が行われるならば、前記のとおりの地形及び地質の状況から、鉱種のいかんにかかわらず、施設の損壊、貯水池の埋没、漏水及び水質の汚濁等の原因となり、ダム、貯水池等の保全に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

5　以上からすると、鉱種のいかんにかかわらず、指定地域において鉱物を掘採することは、大保ダムの公益性と対比して適当でないと認められるので、この地域を鉱業法第三条に規定する鉱物全部について、鉱区禁止地域に指定する。

○財務省告示第三百二十三号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十二年九月六日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年十月六日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百三十三回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法　イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。